

第3章

子ども・子育て支援に係る これまでの取り組み

1 「第2期えひめ・未来・子育てプラン (前期計画)」の進捗状況

- (1) 総括
- (2) 施策体系ごとの状況

2 子育てを取り巻く課題

- (1) 子どもの安全・安心の確保
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 放課後児童対策の拡充
- (4) 子どもの貧困対策の推進
- (5) 働き方改革の推進
- (6) いじめ問題への対応
- (7) 平成30年7月豪雨からの復興

3 後期計画において取り組むべき課題と 対応する施策の方向性

第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み

1 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況

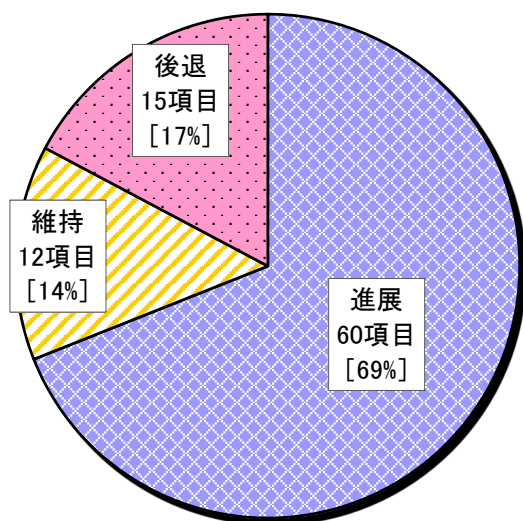
(1) 総括

平成27年3月に策定した「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として、「子ども」、「親」、「地域」、「若者」の視点に立った4つの基本理念に基づき、子どもの成長段階に応じた8つの基本目標の下に24の基本施策を置き、さらに実効性を高めるために、労働、保健、医療、福祉、教育、警察など幅広い分野から86（平成28年度から88）項目の目標指標を設定して、毎年度、進捗状況の点検評価を行ってきました。

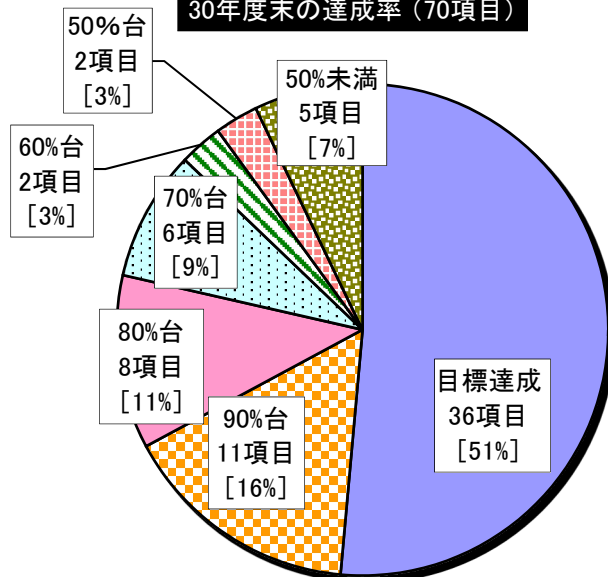
目標指標について、前年度対比で見ると、プラン初年度である平成27年度は50項目、28年度は49項目、29年度は46項目で、それぞれ前年度より数値等が改善されており、平成30年度においても、えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数や不妊専門相談開設日数、放課後児童クラブの登録児童数、学校の耐震化率、自立援助ホームの設置数、えひめ子育て応援企業の認証件数など40項目で進展が見られました。

また、目標値に対する達成率については、平成30年度末において、数値化できる70項目のうち、子育て世代包括支援センターの整備数や「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数、地域型保育事業（小規模保育など）の実施か所数、養育里親の登録数、ひとり親家庭の就業支援講習会受講生の就業率など36項目で目標値を達成しています。

【基準値（計画策定時の実績値）との比較】
30年度末の進展率（実績のあった87項目）



【目標値（R元年度）との比較】
30年度末の達成率（70項目）



(2) 施策体系ごとの状況

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”（結婚前後期）

次代の親となる若い世代が経済的にも自立し、家庭や子育てに夢を持てるよう、イクメンメンターの養成や産業技術専門校等による就労支援、結婚支援センターによる出会いの場の提供等に努め、若者のライフデザイン形成に寄与しています。

今後も、企業や地域と一層連携し、働き方や価値観の多様化、若者のニーズ等を踏まえた支援に取り組む必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
01 イクメンメンターの養成数	0 人 (H27)	37 人	100 人
02 若年無業者の進路決定者数	190 人 (H25)	112 人	200 人 (H30)
04 えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数	7,800 組	14,042 人	18,000 人

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”（出産・妊娠期）

出産の希望がかなえられ、母子が地域で安心して生活できるよう、乳幼児医療への助成や的確な周産期医療体制の推進、健康や不妊治療に関する相談事業等を通じ、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の推進に努め、乳児死亡率の低下等、一定の改善が図られています。

今後も、子どもの健康だけでなく母性の健康を守り、新たな命の誕生をサポートするための取組みを推進していく必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
10 周産期死亡率（出生千対）	4.7 (H25)	5.1 (H29)	3.9 (H30)
12 乳児死亡率（出生千対）	2.3 (H25)	1.3 (H29)	1.4 (H30)
13 不妊専門相談開設日数	64 日 (H25)	75 日	64 日 (H30)

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”（乳幼児期）

子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感解消のため、スマートフォンアプリを活用した相談体制の構築・提供、子育て支援拠点整備に係る支援、小児救急医療体制の補強、官民協働に向けたモデル事業の実施など、地域全体での支援体制の推進に努め、支援の輪が着実に拡大しています。

これまでの成果を踏まえ、地域や企業等と一層連携・協力し、地域の実情に応じた取組みの充実・強化に努める必要があります。

	主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
16	スマートフォン対応の子育てアプリダウンロード数	0 件	12,371 件	14,000 件
17	地域子育て支援拠点施設設置か所数	77 か所	88 か所	93 か所
22	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日	毎日	毎日

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”（就学前後期）

全ての子どもと子育て家庭に、良質な幼児教育と放課後児童対策を含めた保育サービスを提供するとともに、身近な地域で様々な支援が受けられる体制を推進するため、保育施設等の整備・運営支援、保育人材等の育成、子育て世帯に向けた地域の子育て支援事業の情報提供及び市町や施設等からの相談対応・助言に努め、質と量の両面から支援の充実が図られています。

今後も、社会情勢の変化等を踏まえ、多様なニーズに対応した乳幼児～学童期の教育・保育の提供促進に取り組む必要があります。

	主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
24	認定こども園、幼稚園、保育所の利用者数	41,161 人	40,884 人	42,462 人
26	一時預かり延べ利用者数	122,368 人	139,851 人	198,168 人
29	子育て支援員認定数	0 人	864 人	1,250 人
33	放課後児童クラブの登録児童数	9,817 人	14,142 人	14,096 人

第5目標

「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”（学童・思春期）

学校をはじめ社会全体で子どもの豊かな人間性や生きる力を育むため、学校教育活動の充実や学校施設の耐震化、地域資源を活用した体験学習の充実・参画促進、子どもの生活習慣の維持・向上等に努め、安全で豊かな学校環境や教育活動の強化が図られています。

また、児童・生徒の非行や、いじめ等問題行動への対応に積極的に取り組んでいますが、依然として不登校児童・生徒は見られることなどから、対策を強化する必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
39 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数）	23 回/年 (H25)	42 回/年	26 回/年
47 学校の耐震化率（県立学校施設）	68.6% (H25)	100.0%	100.0%
52 不登校児童数（小学校）	164 人 (H25)	243 人 (H29)	減少
53 不登校生徒数（中学校）	868 人	935 人 (H29)	減少

第6目標

「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

（子育て全期間）

すべての子どもが、その置かれた環境にかかわらず生活や経済面の不安なく温もりのある暮らしを送れるよう、被虐待児等の保護を必要とする子どもや障がい児等のサポートを必要とする子どものほか、母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭への支援の推進に努めました。

また、保護を必要とする子どもの受け皿となる自立援助ホームやファミリーホームの整備、里親制度の普及啓発のほか、障がいの状況に応じた適切な支援体制の充実、ひとり親家庭の生活や就業等に関する相談事業、キャリア教育支援等を実施し、養育環境の向上やひとり親家庭の自立促進が図られています。

一方、児童虐待相談対応件数やひとり親家庭の割合は増加しており、今後こうした問題への対策に一層取り組んでいく必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
62 自立援助ホームの整備	2 か所	4 か所	4 か所
63 ファミリーホームの整備	6 か所	12 か所	8 か所
64 養育里親の登録数	82 世帯	141 世帯	120 世帯
65 里親・ファミリーホームへの児童の委託率	12.2%	16.9%	16.8%
71 就業支援講習会受講生の就業率	26.0% (H23~25)	61.5%	33.3%

第7目標

「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”（子育て全期間）

犯罪被害や交通事故に遭わない安心・安全なまちづくりのほか、親子が安心して暮らせる生活環境づくりのため、緊急時の避難場所提供や見守り・警戒活動等を行う「まもるくんの会社」の登録働きかけや地域の防犯活動への支援、交通安全啓発、遊びを通じ子どもに様々な体験活動を提供するえひめこどもの城の運営・魅力向上等に取り組みました。

えひめこどもの城の来園者数の増加など、子どもの健やかな成長への支援が図られており、今後も、地域や学校等と一層連携し、引き続き、登下校における児童の安全を守るとともに、事故防止の普及啓発や安心して遊べる場の提供などに努める必要があります。

主な目標指標	平成26年度 【計画策定時】	平成30年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
75 まもるくんの会社の設置数	10,227か所 (H25)	8,905か所	増加
77 防犯関係のボランティア団体数	448団体 (H25)	390団体	増加
81 えひめこどもの城の来園者数	338,250人 (H25)	365,250人	400,000人

第8目標

「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”（子育て全期間）

子育てと仕事が両立でき、男女がともに子育てしやすい職場環境づくりを支援するほか、多様な働き方が実現できる子育て環境づくりのため、仕事と育児等の家庭生活の両立支援に取り組む中小企業「えひめ子育て応援企業」の認証取得促進や、育児休業制度等の広報啓発、家庭や地域における男女共同参画の推進等に努め、参画企業の拡大等が図られています。

今後も、社会情勢の変化やニーズを踏まえ、職場と家庭、地域の各視点から、取組みを着実に推進する必要があります。

主な目標指標	平成26年度 【計画策定時】	平成30年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
83 育児休業取得率	女性 81.2% 男性 3.2% (H25)	女性 91.7% 男性 4.8% (H29)	女性：90.0% 男性：10.0%
84 えひめ子育て応援企業の認証件数 (※R1～えひめ仕事と家庭の両立応援企業)	511社 (H25)	643社	650社

※全目標指標の進捗状況は、本計画後段の「参考資料」へ掲載しています。

2 子育てを取り巻く課題

県では、次代を担う子どもたちの健やかな成長や少子化に歯止めをかけることを目指し、平成27年3月に「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（以下「前プラン」という。）を策定し、集中的・結婚から子育てまでの切れ目ない支援を総合的に推進してきました。この結果、前プランに掲げた施策は着実に進展しているものの、未婚化・晩婚化・晩産化や若者の県外流出等による出生数の減少は続いています。

また、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、次のような課題等に的確に対応していく必要があります。

（1）子どもの安心・安全の確保策

① 児童虐待対策及び社会的養護の充実

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長や発達、自立が図られること等を保障される権利があります。

しかし、核家族化や都市化が進行する中で、子育て中の親の孤立や育児困難が一層増しており、児童虐待に関する養護相談件数が急増するとともに、深刻な児童虐待事件も後を絶ちません。

このため、児童虐待防止対策の抜本的強化を目的とした児童福祉法の改正（平成28年6月ほか）、平成31年3月に国が発表した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえ、関係機関等と連携のもと、虐待防止の意識啓発や虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援等の取組みを進めていく必要があります。

また、様々な理由を抱え、家庭内で適切な養育が受けられない子どもに対し、より家庭的な環境で、安心して暮らせる「あたりまえの生活」を保障するため、社会的養護体制の充実を図っていくことも必要です。

② 通学路等における防犯・交通安全対策の強化

通学路等で子どもが被害者となる事件・事故が後を絶たず、国において登下校防犯プラン（平成30年6月）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月）が発表されるなど、子どもを犯罪や交通事故から守るための体制の強化が必要となっています。

（2）幼児教育・保育の充実

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月から、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3～5歳の子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料の無償化が始まりました。

無償化に伴う更なる保育需要の増加に質と量の両面から対応するため、主体となる市町と緊密に連携し、受け皿となる施設の整備・運営や保育人材の確保・育成等に取り組んでいく必要があります。

② 多様な保育ニーズ

女性の社会進出が進むとともに、働き方が多様化する中で、延長保育や病児保

育、一時預かり、夜間保育といった多様な保育ニーズが高まっています。

このため、潜在的な需要もあわせて、保育ニーズを的確に把握し、計画的な受け皿整備と質の確保・向上を図っていく必要があります。

(3) 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブは、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行う場であり、児童の健全育成と保護者が安心して働ける環境づくりを進める上で、重要な役割を担っています。

これまで、受け皿の整備や放課後児童支援員の育成等に取り組んできましたが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、放課後児童クラブの整備が不可欠となっています。

このため、平成30年9月に策定された、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、同プランで目標に掲げる“2023年度末までに約30万人分の受け皿整備”の達成に向け、市町や地域、学校と連携しながら放課後児童対策を総合的に推進していく必要があります。

(4) 子どもの貧困対策の推進

わが国の子どもの7人に1人が貧困状態にある(平成28年度時点)とされるなど、子どもの貧困問題がますます深刻化する中、対策を一層推進するため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

この改正では、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けた対策が規定されるとともに、子どもの最善の利益の優先、様々な社会的要因の考慮について明記されたほか、市町村における子どもの貧困対策計画の策定が新たに努力義務とされています。

あわせて、国において「子供の貧困対策に関する大綱」における指標の見直しや推進体制に関する事項の追加検討が進められ、これらを踏まえ、子どもが生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように、地域や社会全体で、適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

(5) 働き方改革の推進

女性の就業率が上昇する中で、多くの女性が子育てと仕事の両立の問題に直面しており、男性も女性も、子育てをしながら社会で当たり前活躍できる環境の整備がますます重要となっています。

このような中、国においては、平成29年1月に「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正されたほか、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務付け等を柱とする「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月以降、順次施行され、これらを踏まえ、個人が、個々の事情に応じた多様な働き方を実現し、より良い将来展望が持てる社会の実現を一層推進していく必要があります。

(6) いじめ問題への対応

学校は、子どもたちが夢を実現するための準備をする大事な場所です。

すべての児童・生徒が、楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるよう、いじめの問題の未然防止を図るためには、児童生徒が悩みや不安などを速やかに相談できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置するなど、教育相談体制を整備することが重要です。また、学校と関係機関との連携を強化し、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した際には早期に対応することが大切です。

(7) 平成30年7月豪雨からの復興

南予地域を中心に、県下各地に土砂災害や河川の氾濫等甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨」が人々の生活や心に与えた影響は大きく、特に、仮設住宅で生活するなど今なお不安な気持ちを抱える子どもたちについては、遊びや食を通じた楽しい体験を提供するなど、明るく前向きな気持ちと笑顔が再び戻るよう、一人ひとりに寄り添った継続的な支援が必要です。

(8) 新型コロナウイルスの存在を前提とした「新たな日常」の実現

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当たり前の日常が一変しました。

子どもたちの安全・安心の確保のため、感染拡大防止に取り組むことはもとより、デジタル技術等も活用しながら、コロナ禍においても安心して生み育てることができる環境づくりや子どもたちが安心して学校生活を送るための支援に努め、「新たな日常」の実現に向け、アフターコロナを見据えつつ、施策を推進することが必要です。

3 後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性

年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下など、社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられ、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、後期計画においては、前期計画を踏まえ、引き続き、結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく総合的に支援していくとともに、新たな課題に対応するため、家庭、地域、企業などすべての県民が協働し、多様なライフスタイルや地域の実情等に対応した取組みを発展・強化していく必要があります。

特に、児童虐待や子どもの貧困など支援を必要とする子どもが増加していることから、愛媛県子どもの生活実態調査の結果等、本県の子どものニーズを踏まえ、子どもの幸せに焦点を当てたきめ細かな取組みを推進していくことが不可欠です。